

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解

	①	②	③	④
記号	へ	ニ	ロ	リ

- I 「Aさんが現時点において死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある（① 配偶者）』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は（② 1,231,500）円（2020年度価額）となり、長女Cさんの18歳到達年度の末日終了後は（③ 1,006,600）円（2020年度価額）となります」
- II 「遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（④ 4分の3）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます」

<解説>

- ① 遺族基礎年金は国民年金の被保険者等であった人が、受給要件を満たしている場合に、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』が受け取ることができる。
- ② 妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、1,231,500円である。
2020年度価格の遺族基礎年金額は、「781,700円＋子の加算」の算式にて求める。子の加算は、第1子・第2子：各224,900円、第3子以降：各75,000円となっている。Aさんの遺族基礎年金の対象となる子は、2人である。
 $781,700円 + 224,900円 + 224,900円 = 1,231,500円$
- ③ 長女Cさんの18歳到達年度末日以後は、224,900円分少ない1,006,600円となる。
 $781,700円 + 224,900円 = 1,006,600円$
- ④ 遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額となる。

問2 正解 485,122（円）

<解説>

遺族厚生年金額は、2003年3月以前の期間分と2003年4月1日以後の期間分をそれぞれ算出し、その合計額の4分の3相当額となる。また、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は、261月（48月+213月）であることから、被保険者期間が300月未満のため300月とみなして年金額を算出する。

$$(280,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 48月 + 400,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 213月) \times \frac{300月}{48月 + 213月} \times \frac{3}{4}$$

$$= 485,121.72 \cdots \div 485,122円$$

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 妻Bさんが厚生年金保険の被保険者として働き、65歳以降に老齢厚生年金を受け取る場合、老齢厚生年金が優先的に支給され、遺族厚生年金の額のうち、老齢厚生年金に相当する額は支給停止になる。遺族厚生年金の額と妻Bさんの老齢厚生年金の額を比較し、老齢厚生年金の方が少額の場合には、その差額が遺族厚生年金として支給される。問題文は65歳～69歳の在職老齢年金に関する説明であり、不適切。
- ② 遺族基礎年金は子のいない配偶者、また子がいてもその子が18歳の誕生日の属する年度末まで、または20歳（1級・2級の障害の子）に達すれば支給されなくなるが、夫が死亡した当時、40歳以上で子のない妻（夫の死亡後40歳に達した当時、子がいた妻も含む）が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算される。
- ③ 遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額は、所得税法上、非課税所得となっている。また、相続税も課税されない。

【第2問】

- 問4 正解 ① X社：10.18（%） Y社：8.33（%）
② X社：11.16（倍） Y社：13.54（倍）

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、自己資本の金額と純資産の金額は同じだと記述があるため、純資産を用いて算出する。

$$\text{ROE（自己資本利益率）} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

$$\text{X社：} 56,000 \text{百万円} \div 550,000 \text{百万円} \times 100 = 10.181\cdots \approx 10.18\%$$

$$\text{Y社：} 20,000 \text{百万円} \div 240,000 \text{百万円} \times 100 = 8.333\cdots \approx 8.33\%$$

- ② PERは株価収益率ともいい、株価が1株当たり当期純利益※の何倍になっているかを示している。

$$\text{※1株当たり当期純利益} = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$$

$$\text{X社：} 56,000 \text{百万円} \div 5 \text{億株（} 500 \text{百万株）} = 112 \text{円}$$

$$\text{Y社：} 20,000 \text{百万円} \div 2 \text{億株（} 200 \text{百万株）} = 100 \text{円}$$

$$\text{PER（株価収益率）} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり当期純利益※}$$

$$\text{X社：} 1,250 \text{円} \div 112 \text{円} = 11.160\cdots \approx 11.16 \text{倍}$$

$$\text{Y社：} 1,354 \text{円} \div 100 \text{円} = 13.54 \text{倍}$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① PBRは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産※の何倍になっているかを示している。

下記の通り、X社、およびY社のPBRはいずれも1倍を上回っている。

$PBR（株価純資産倍率）＝株価 \div 1株当たり純資産※$

X社：1,250円 $\div$ 1,100円 $=1.136\cdots \approx 1.14$ 倍

※1株当たり純資産 $=550,000$ 百万円 $\div$ 5億株（500百万株） $=1,100$ 円

Y社：1,354円 $\div$ 1,200円 $=1.128\cdots \approx 1.13$ 倍

1株当たり純資産 $=240,000$ 百万円 $\div$ 2億株（200百万株） $=1,200$ 円

- ② 配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す指標で、一株当たりの年間配当金を株価で割って求める。

Y社株式の配当利回りは、3.70%である。

$配当利回り＝1株当たり配当金 \div 株価 \times 100$

X社：40円 $\div$ 1,250円 $\times 100=3.2\%$

Y社：50円 $\div$ 1,354円 $\times 100=3.692\cdots \approx 3.70\%$

なお、Y社の配当性向は50%である。配当性向とは、当期純利益のうち、配当金をどの程度支払っているかの割合を示す指標である。

$配当性向＝配当金総額 \div 当期純利益 \times 100$

Y社：10,000百万円 $\div$ 20,000百万円 $\times 100=50\%$

- ③ 自己資本比率とは、総資本のうちどの程度が自己資本でまかなわれているかを示す指標をいい、自己資本を総資本で割って求める。

自己資本比率はY社の33.33%よりも、X社の59.78%のほうが高い。

$自己資本比率＝自己資本 \div 総資本 \times 100$

X社：550,000百万円 $\div$ 920,000百万円 $\times 100=59.782\cdots \approx 59.78\%$

Y社：240,000百万円 $\div$ 720,000百万円 $\times 100=33.333\cdots \approx 33.33\%$

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① AさんがNISA口座で上場株式を購入する場合には、一般NISAしか受け入れることができない。
- ② 一般NISAとつみたてNISAは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができない。
- ③ 一般NISA勘定に新規で受け入れることができる非課税投資枠が、年間120万円か

ら102万円に見直されるのは2024年以降である。

【第3問】

問7 正解 ① 70（万円） ② 1,850（万円） ③ 175（万円）

1. 退職所得控除額

$$800\text{万円} + (\text{① } 70)\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年}) = (\text{② } 1,850)\text{万円}$$

2. 退職所得の金額

$$(2,200\text{万円} - 1,850\text{万円}) \times \frac{1}{2} = (\text{③ } 175)\text{万円}$$

<解説>

① 勤続年数が20年までは1年につき40万円、21年目からは1年につき70万円として計算を行う。

② Aさんの勤続年数は34年9カ月であるため、35年として計算を行う。

$$\text{退職所得控除額} : 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年}) = 1,850\text{万円}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

③ 退職所得の金額

退職金の額から退職所得控除額を差し引き、 $\frac{1}{2}$ を乗じる。

$$(2,200\text{万円} - 1,850\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 175\text{万円}$$

問8 正解 ① 125（万円） ② 550（万円）

<解説>

① 総所得金額に算入される一時所得の金額

一時払変額個人年金保険（確定年金）の解約返戻金800万円

解約返戻金から正味払込保険料を差し引き、特別控除額50万円を控除して一時所得の金額を求める。

$$\text{一時所得の金額} \quad 800\text{万円} - 500\text{万円} - 50\text{万円} = 250\text{万円}$$

一時所得の金額は、その2分の1を総所得金額に含める。

総所得金額に算入される一時所得の金額：125万円

$$250\text{万円} \times \frac{1}{2} = 125\text{万円}$$

② 総所得金額

Aさんの給与収入の金額は750万円。給与収入から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を求める。

$$\bullet \text{ 給与所得控除額} \quad 750\text{万円} \times 10\% + 110\text{万円} = 185\text{万円}$$

$$\text{給与所得の金額} \quad 750\text{万円} - 185\text{万円} = 565\text{万円}$$

・不動産所得の赤字150万円には、土地の負債利子10万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は▲140万円となる。

$$\text{給与所得} 565\text{万円} - \text{不動産所得} \blacktriangle 140\text{万円} + \text{総所得金額に算入される一時所得} 125\text{万円} = 550\text{万円}$$

問9 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① Aさんの合計所得金額は550万円であり、妻Bさんの合計所得金額が48万円以下であるため、配偶者控除の適用を受けることができる。

妻Bさん給与所得：給与収入100万円－給与所得控除額55万円＝45万円

配偶者控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により異なる。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんは53歳であるため、配偶者控除の控除額は、38万円となる。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

- ② 長女Cさんは25歳の大学院生で、かつ2020年の収入がないため、38万円の扶養控除の適用を受けることができる。
- ③ 母Dさんは、84歳であり、老人扶養親族に該当する。老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいう。老齢基礎年金が60万円であり、公的年金等控除額を控除すると所得はゼロとなる。Aさんと同居しているため、控除額は58万円である。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

【第4問】

問10 正解 ① 210 (㎡) ② 600 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に耐火建築物または準耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

甲土地の指定建蔽率が60%と10%の合計、70%となる。

$$300\text{㎡} \times (60\% + 10\%) = 210\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

甲土地の全面道路の幅員は8 mであり、12m未満であるため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 200%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{ m} \times 4 / 10 = 320\%$

∴200%

$$300\text{㎡} \times 200\% = 600\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

① 記述のとおり。

② 事業用定期借地権は、専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く）の所有を目的とし、公正証書によって契約を締結しなければならない。存続期間は10年以上30年未満と、30年以上50年未満の2種類がある。

③ Aさんは事業用定期借地権方式で土地を貸すため、相続税の計算上、甲宅地は貸宅地として評価される。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① 本特例を受けるための要件の1つに、「相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売ること」が規定されている。したがって、実家の建物を取り壊して、甲土地を更地にした場合に本特例の適用を受けることができる。
- ② 本特例は、相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋、または被相続人居住用家屋の敷地等を、2016（平成28）年4月1日から2023（令和5）年12月31日までに売却し、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができる。本特例と相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（相続税の取得費加算の特例）とは選択適用となる。
- ③ 被相続人居住用家屋等確認書は、売却した資産の所在地を管轄する市区町村長から交付を受ける。

【第5問】

問13 正解

	①	②	③
記号	ホ	ロ	チ

- I 「Aさんの相続が開始し、相続人が自宅に保管されていたAさんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、自筆証書遺言を（① 家庭裁判所）に提出して、その検認を請求しなければなりません」
- II 「Aさんが2020年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（② 4）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- III 「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2021年（③ 10月22日（金））になります。申告書の提出先は、Aさんの（死亡時の）住所地を所轄する税務署長です」

<解説>

- ① 遺言書の保管者またはこれが発見した相続人は、遺言者の死亡を知ったあと遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。
- ② 準確定申告書は、相続人が原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に提出しなければならない。
- ③ Aさんは、2020年12月22日（火）に死亡した。相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行うことになっている。Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、2021年10月22日（金）となる。なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日などに当たるときは、これらの日の翌日が期限となる。

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① 妻Bさんが受け取った死亡保険金2,500万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は1,000万円となる。被相続人の死亡によって取得した生命保険金等で、その保険料を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となる。受取人が相続人である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えるときに、その超える部分が相続税の課税対象になる。

500万円×法定相続人の数＝非課税限度額

Aさんの法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。

500万円×3人＝1,500万円

2,500万円－1,500万円＝1,000万円

- ② 遺留分侵害額請求権は、相続の開始があったことを知った時から1年以内に行使しない場合、時効により消滅する。また、相続の開始があったことを知らなかった場合でも、相続開始の時から10年を経過したときに消滅する。
- ③ 孫Eさんは、相続税額の2割加算の対象になる。相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含む）および配偶者以外の人である場合、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される。

問15 正解 ① 7,000（万円） ② 4,800（万円） ③ 1,790（万円）
④ 8,520（万円）

	妻Bさんに係る課税価格	(① 7,000) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	2億8,000万円
	長女Dさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Eさんに係る課税価格	1,000万円
(a) 課税価格の合計額		3億8,000万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(② 4,800) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		3億3,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	4,940万円
	長男Cさん	(③ 1,790) 万円
	長女Dさん	1,790万円
相続税の総額		(④ 8,520) 万円

<解説>

- ① 妻Bさんに係る課税価格：7,000万円

現金および預貯金：1,000万円

自宅（敷地330㎡）：1,000万円

自宅（建物）：500万円

死亡保険金：2,500万円　うち、相続税の課税価格に算入される金額は1,000万円

死亡退職金：5,000万円　うち、相続税の課税価格に算入される金額は3,500万円

被相続人の死亡によって取得した死亡退職金は次の算式によって計算した非課税限度額を超えるときに、その超える部分が相続税の課税対象になる。

$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$

$500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$

妻Bさんが受け取った死亡退職金5,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は3,500万円となる。

$5,000\text{万円} - 1,500\text{万円} = 3,500\text{万円}$

したがって、妻Bさんに係る課税価格は7,000万円となる。

$1,000\text{万円} + 1,000\text{万円} + 500\text{万円} + 1,000\text{万円} + 3,500\text{万円} = 7,000\text{万円}$

- ② 遺産に係る基礎控除額：3,000万円 + $600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$

妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。

- ③ 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。

相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

$3\text{億}8,000\text{万円} - 4,800\text{万円} = 3\text{億}3,200\text{万円}$

妻Bさん： $3\text{億}3,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}6,600\text{万円}$

$1\text{億}6,600\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 4,940\text{万円}$

長男Cさん： $3\text{億}3,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 8,300\text{万円}$

$8,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,790\text{万円}$

長女Dさん： $3\text{億}3,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 8,300\text{万円}$

$8,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,790\text{万円}$

- ④ 相続税の総額

$4,940\text{万円} + 1,790\text{万円} + 1,790\text{万円} = 8,520\text{万円}$